

2 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成22年2月19日 (金)

午後1時30分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

(1) 臨時代理の報告について

報告第2号 平成21年度秦野市教育委員会教育長表彰の候補者の追加について

(資料 1 教育総務課)

(2) 学校事故に係る損害賠償専決処分の報告について

(// 2 学校教育課)

(3) 第1回秦野市学校教材選定検討委員会の開催結果について

(// 3 教育指導課)

(4) 鶴巻地区幼保小連携教育研究報告会について

(// 4 //)

(5) 宮永岳彦記念美術館展示替えについて

(// 5 生涯学習課)

(6) 第5回秦野市駅伝競走大会の結果について

(// 6 スポーツ振興課)

(7) 第6回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会の結果について

(// 7 //)

(8) 第6回全国植樹祭記念第23回夕暮祭短歌大会について

(// 8 図書館)

(9) 秦野市立南が丘小学校外国語活動研究報告会について

(// 9 教育指導課)

(10) 平成22年3月の開催行事等について

(// 10 教育総務部・生涯学習部)

(11) 大根小学校への苦情対応について

(// 11 教育総務課・教育指導課)

(12) 子どもの事件・事故について

(// 12 教育指導課)

4 議 案

(1) 議案第3号 平成22年度秦野市一般会計(教育費)予算について

(2) 議案第4号 平成21年度秦野市一般会計(教育費)予算の補正について

5 協議事項

(1) 幼小一貫教育を推進するための取組みについて

(2) 教科用図書採択検討委員会のあり方について

6 閉 会

平成 2 2 年 2 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 2 2 年 2 月 1 9 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 6 時 0 0 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育研究所長 相原 雅徳 教育総務課庶務班主事 笹森 信之
傍聴者	2名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただ今より、2月定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議資料に沿って進めさせていただきます。

まず、前回の定例会会議録の承認についてですが、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

それでは、特にご質問、ご意見がないようですので、前回の会議録を承認いたします。

次に、教育長報告に入りますが、「(11)大根小学校への苦情について」及び「(12)子どもの事件・事故について」は、個人情報が含まれるため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

それでは、教育長報告(11)及び(12)は秘密会での報告といたします。

それでは、教育長報告をお願いします。

—教育長が教育長報告10件を報告—

教育長

加藤委員にお願いいただいた「学校教材選定検討委員会について」ですが、ご報告というのはここに書いてあるとおりなのですが、

何かご感想でもあれば、委員の皆さんにお願いします。

当日の検討委員会で話し合われた主な協議内容というのは、資料にありますので、ご一読いただければと思います。第1回の検討委員会ということで、当日は主に、現状の把握と問題点の抽出という形で進行がされたのですが、その中で、目に見える大きな問題点としては2点ほどございます。

まず1点目は、ある学年では学校ごとに保護者負担金が3倍くらいの格差があるという問題です。教育の機会均等という問題からも、3倍ほどの格差がある、それほど教材の量に格差があるというのはいかがなものかという話がありました。これを簡単に、また即座に解消するには、市内全域で教材を統一してしまえばいいのではないかという話になりましたが、児童生徒の実情を鑑みただ中で、教材が選択され使用されているということがありますので、一概に統一するのは難しいのではないかという意見が出ました。

また、それに対しては、果たして児童生徒の実情がどのようなものなのか。現場の先生の主観によるところが大きいのではないかと。もっと横断的に、かつ客観的に児童生徒の実情というものを見ていった場合には、最大公約数的な教材の選定も可能になってくるのではないかというような意見もありました。

もう1点は、保護者負担軽減のあり方についてです。教育委員会会議でも前から話にも出ていると思うのですが、多いところでは月々600円～700円の保護者負担金が生じている。これが高いのか、安いのか、適正価格がどのくらいなのかという問題なのですが、検討委員会の中でも、これは人それぞれ感じ方がありますし、適正価格を設定するには難しいものがあるという話でした。

しかし、こんなご時世でもありますので、やはり保護者負担の軽減は図っていかねばならない。そのために、やみくもに教材をカットし減らしていくというのも、現状、先生方が必要と考える教材を選定・使用している訳ですから、基本的な考え方としては、現在の教材の使用している量というのは維持しながら、教育委員会としては保護者負担の軽減を図っていかねばならないだろう。そのために、報告にも載っていますが、教育研究所で試みを始めています共通資料の作成に関しまして、そのメリット、デメリット、作成の仕方、活用の仕方等にさまざまな意見が出されました。

当日は第1回の検討委員会ということで、あまり結論を出すような方向には議論は持っていかず、自由に意見や質問を出すとい

委員長
教育長

う雰囲気を進めてまいりました。来週26日に第2回の検討委員会が開かれますので、そこでさらに結論に近づくような議論がなされるのではないかとこのように思っています。

何かご質問ありますか。

市P連の会長さんは欠席だったと聞いていますので、他が学校関係者、教員、校長ですので、加藤委員さんは孤軍奮闘だったという話を聞いております。ですから、教育委員さんに入っていたくのは良いのかなとは思いつつも、こういうときには、内部のいつもの仲間同士でやっていると、なかなか思い切った決断ができなかったり、あるいは発想を変えられないというのがあると思います。今回、加藤委員さんに入っていて良かったなと思いつつ、孤軍奮闘ではちょっと大変かなと思いますが、ここで市P連の会長さんが入っていて、さてどういうふうになるか。今後も期待はしたいところです。

加藤委員

あと、負担額の適正化ということが話題になっていますが、当日は、具体的に学校ごとの金額というのは資料が出たのですか。

はい、一覧表が出て、これも、ほぼ5年か6年ぶりぐらいにまとめられたという話を伺ったのですけれども、そういったものが改めてまとめられて比較できたというの、また良かったのかなと思っています。

教育長
加藤委員

先ほど、1カ月600～700円の負担を学校があると。

八千数百円というところがたしか一番多かったと思うので、700円程度ですか。

教育長

要するに、年間8,000円ぐらいかかると、12で割って月平均ということですね。

加藤委員

12で割ったということです。徴収の方法は、月ごとであったり、学期ごとであったり、学校によってまちまちだというふうなお話がありました。

教育長

世の中の景気が悪くて、どのぐらいひどいのかというのは公務員だと分かりにくい部分もあるのですが、保護者負担というのが、子どもの教育に月500～600円は払って良いのではないかとこの保護者もいれば、月500～600円でも大変なんだという保護者もおられるのかなと思います。

委員長

それから、そもそも論で、義務教育は無償なのだから、ともかく無償で教育させろという方もおられない訳ではない。どこまでが無償の範囲なのか。

この議論は、第1回目だから全体的な議論になったのかもかもしれませんが、次からは焦点を絞って議論をする必要があるような気がします。そもそも論からやるのか、中身でやるのか。中

身でやるとなると、教育そのものの内容の話になる訳だから、大変難しいですね。私も考えてみましたが、それで結論は何なのか問うてみたけれども、結論は部内でもまだない訳ですから、もう少し絞ってこれから検討していただく必要があると思います。

もう一つ聞きたいのは、「市販の資料集を購入して、印刷して使用している学校もある」と書いてあります。これは、印刷して使用していいという資料なのか。何を心配しているかというところ、こういうものを使うとなると、著作権の問題があります。

我々のスタートは必ずそういう問題が出てくる訳で、著作権の問題ということはきちんと押さえておく必要があると思います。

もう一つ言わせていただければ、「教育研究所で共通教材を作成する構想がある」というのですが、私はこれが良いと思っています。教育研究所というのは、前から申し上げているように、やはり現場に密着した仕事をする、研究をする。現場の先生たちは、なかなかまとまって研究するという時間がない訳です。教育研究所で、フルタイムでこういうことを研究する人がいるかどうかというのは分からないけれども、そういうところでこういうものを作っていくことも良いことではないかと思っています。買えばいいものはたくさんあるだろうけれども、高い訳ですね。

教育長

加藤委員さん、先ほど孤軍奮闘と言わせてもらったけれども、委員のメンバーの構成はどう思いますか。これからの議論も含めて適正ですか。どんな感じがしましたか。

加藤委員

最初に教育長のお話もあったとおり、先生と先生以外の比率というのは、もう少し検討したほうがいいのではないかという気もいたします。

教育長

どういう人に入ってもらおうかというのが意外と難しく、公募してやるというのも大袈裟になってしまったり。加藤委員さんについては、保護者委員という形も今回考慮させていただきましたが、市P連の会長さんが1人と、他にどのような方に入ってもらったらいいのか。議論の中身によっては、もう少し違う視点の人がいても良いかもしれません。

加藤委員

そうですね。委員長のお話にもありましたように、教育のそもそも論から入るのか、また、手法的なところを話し合うのかで、やはり専門家の人が必要になってくるかもしれないし、保護者を増やすべきかもしれないし、どの辺を話し合っていくのかというのを明確にしないと、その選定もなかなか見えてこないのではないかという気はします。

委員長

かなり大きな問題ですから、この委員会だけで全部やるのはなかなか難しいのではないですか。この下に専門委員会みたいなもの

のを作るとか、専門委員というような人を集めて。

教育長

それで、小学校、中学校では何でも校長が出てきますが、校長が全部こんなことを理解しているとも思えないです。良い例が、子どもが何かしたときに、校長が来て説明するでしょう。校長なんて子どものこと何も知りません。もちろん担任の先生からいろいろ情報をもらって説明するのでしょうかけれども、あれは本当にしっかりした説明をしようと思ったら、担任が出てきてやるけれども、やはり小学校、中学校は校長でなければだめなんですよ。

以前、実際に教諭でそういった補助教材なども使った経験があるというのは、若干時間もずれていますが、そういう経験値は持っているというのが一つです。

それから、すべての学校長、あるいは学校の教職員に出てもらって意見を聞く訳にはいきませんから、このような代表で出ていると、今度、小学校の校長会に戻って、中学校の校長会に戻って、今どういう状況にあるかを報告するメッセンジャーとしての機能が期待できるということがあります。

ですから、形の上だけではなく、名実ともに、全ての校長、学校的意思決定あるいは意思を代表してもらおうという面では、現状では、校長会の誰か代表に一人出てもらおうというのは、どうしても出てきてしまう部分ですね。

委員長

とにかく先ほど申し上げたように、第1回目ですから、いろいろなものが出てくるだろうから、問題点を洗い出して、それで重要なところから議論を進めてやるのが良いのではないですか。

教育長

ただ、もう新年度が始まりまして、即、今回の検討の結果が現場に反映され得るといえるか、しなければ意味もないかなど。1年間かけてゆっくりというスピード感よりも、できるものはどんどんやっていたらと思います。本質論まで行くと1年経ってもなかなか結論は出ないから、基本的なところだけでもせめて方向を出してもらいたいと思うのですが。

教育指導課長

先ほど加藤委員さんがおっしゃいましたが、具体的には、やはり学校間の値段の差というものが大きく話題になっています。それから、公ができること、つまり教育委員会ができるものは何であるかというところがかなり話題になっております。

今、教育長がおっしゃったように、小学校長会、中学校長会の代表の校長先生は、それぞれの校長会、あるいは教育研究会を使って、統一できるような、ここでいきますと(7)の「公費で統一教材を購入して、それを使っていくという構想はどうか」という部分です。公費で統一教材を購入するというのが、どういうものがあるかということを紹介していただいて、次の第2回にそ

れを持ち寄っていただくことになっておりますが、その辺でまず、公のお金の中で統一教材の可能性を詰めていくことが一つです。それから、学校間の価格をあまり差が広がらないような形に持っていきたいということが具体的に二つ、この次の主なテーマになります。公費で統一教材となりますと、予算、財源の問題が出てきますので、場合によっては、来年度すぐということよりも、その中で何ができるかという話し合いになります。

それから、価格のことについては、これはご意見の中にもあったのですが、実際に一覧表を各学校に示して、ある程度の自覚と認識、意識、責任を持つ中で、そういう啓発も必要であろうと考えております。同時に、先ほどの公費と同じ扱いですけれども、研究所としては来年度から取り組むことができると思います。

今の大きな三つの点につきまして、具体的に絞っていききたいと思っております。

望月委員

私もこれを最初に読んだとき、ちょっと焦点が絞れなかったのですが、今、第2回を開いてということによく分かりました。この検討委員会の目的を見ると、「教材の価値や課題を検証し」というようなことがある訳ですが、この検討委員会を設けた背景というのは、教材の定価とか、そういう価格なども十分検討しなければいけないというようなことが背景にあったと思います。

ですから、今、課長の方向性を聞いて安心しましたけれども、例えば、市内の一覧表などを作って、お互いに今までの教材選定の仕方を、内容もそうですが、価格などについて、我が学校では、校長をはじめ少し無頓着な部分があったのかなというような、反省の材料になれば良いのではないかと。市全体で統一するということはなかなか困難だと思います。ですから、その辺が一つの方向性になればいいのかなということは、私も個人的には思っています。

高橋委員

先ほどの課長の話とも関連しますが、(6)の学校間の格差をなくするという動きがあるというお話だったのですが、「教育の機会均等のために、教材購入の費用も均等化してほしい」という意見があります。これは、例えば教材費が高いと言われている学校側の意見ですか。

教育指導課長

これは、加藤委員さんのお立場でのご意見です。

高橋委員

そうですか。私は学校の先生のご意見かと思いました。

加藤委員

これは、私がこの検討委員会の中で発言させていただいたことなのですが、両方を想定してのことです。うちだけ高いという意見もあるだろうし、うちだけ教材が少なく、勉強する機会が少ないのではないかと考える保護者の方もいらっしゃいます。私は

高橋委員

一応、両方を想定しながら発言はさせていただいたつもりです。

必要に迫られて教材というのは買われていると思うので、それが本当に有効的に使われているならば、そんなに問題にはならないと思うのです。本当に必要な教材であれば、保護者のほうでも、値段がちょっとは高くなっても不満はないと思うのですが、もし買って、それがあまり使われていなくて、うちの子どもの教材はきれいなままでとか、そういうことがあったときにこういうことが問題になると思うので、そここのところの見直しというのもやはり必要かなと思います。

委員長

これは来年度、つまり今年の4月から対応しようということをやっているのですか。

教育長

できればと思いますが、ただ、全部は難しいと思うのです。あまりにもばらつきがあった場合には、せめて是正措置で、その格差を半分以下にするぐらいの努力をまずはしないことには、説明ができなくなるでしょう。

委員長

それは、先ほど申し上げたように、一番大きな問題をまず解決するということだと思います。

加藤委員
望月委員

そうですね。目に見えるところからという段階だと思います。それから、メンバーですが、PTA側がちょっと少ないかなと思ったのですが、この課題は内容の問題というよりも、むしろ違う問題が背景にあると思いますので、メンバーはもう1人くらい入っても良かったなと思ったのですが、それは結果論である訳です。あと1回しかないし、市P連の会長さんも非常に多忙な方だと思いますので、もし出席できなかつたら、副会長さんなり代理の方に出ていただくようお願いしたらどうでしょうか。そうすれば、保護者の立場でいろいろ意見が聞けるのではないかなと思います。

教育長

余計なことかもしれませんが、教材、副教材と皆さん言いますが、小学校の場合は、実は教材といってもテストなんですね。ドリルというか、テストが入っているということで、小学校の先生が成績評定をする一つの資料として使うテストを、結局、教科書に準拠した著作権を持った出版社が問題形式にして作っている。小学校の先生はそれを使うことによって、作問の手間は省けるわけですが、そういう面では「テストとは何ぞや」という話にもなるのですが、だから、簡単に切るのも難しいだろうということが一つ。

それから、教科用図書の選定がこれからまた始まりますけれども、教科書とは何なんだと。つまり、教科書だけで勉強したのでは足りないから副教材が必要だとすると、教科書というのはダイ

委員長

ジェスト版で、本当に勉強しようとしたら、別な資料集なり何かがないかならないようなものが教科用図書だとすると、それでいいのかなというふうなこともある訳です。

ですから、どうも美術の教科書は薄くて絵や写真ばかりで、資料集を買うとよく出ているから、このほうがよほど役に立つ。教科書は、資料集を買ったほうがよほど良いということすら起きる訳です。練習のためのドリル帳というのは何か必要だろうと思うけれども、勉強しようと思ったときに役に立たない教科書というのは何だろうということも、実は一つあったりします。

今の教科書の問題ですが、とにかく日本の場合には、一番根本になるのは教科書で、限られたページ数で、限られた大きさで、限られた内容でというと、あの中に何でも詰め込む。そうすると、よほどよくできる子でなければ、教科書を読んで理解はできないですよ。教科書だけで勉強するというのは大変難しいことです。だから先生が必要なんだということが一つある訳です。それだけでは足りないということにははっきりしているのです。

そうすると、テストの問題は別にして副教材というのはどうしても必要になってくる。そういうものがないと教育なんかできないという形になってくる訳だろうから、それを市販のものを買って補うのか、先生が自分で作って補うのか、それも難しいだろうから、教育委員会は、市の教育の責任を持っているならば、そこがやる。

そうすると、私は、せつかく教育研究所というのがある訳だから、そういうところが責任を持ってこういうものに対応するというではないのかというふうに思うんです。これは、買ってからが大変でしょうし、どうしたってそれぞれの学校、それぞれの教科の先生にすれば、やはりできるだけ良いものをとということになるだろうし、良いものにすればだんだん高くなるだろうし、制限ないでしょうね。それを何で制限するのか。金額で制限するようなことが良いのか。ちょっとナンセンスな感じはしますね。

次回は何をしようかというのは決まっているのですか。どういうところを検討しようとか。

加藤委員

先ほど課長からお話があったとおりです。先ほど私が申し上げたような問題点に関して、価格の平準化を図っていく方策、公費負担という形です。

委員長

それからやるのが一番良いでしょうね。問題を解決する手段としてはその辺でしょうね。

それでは、いろいろ問題はあるでしょうが、急いでいるそうですから、2回目は、絞ってご検討いただいて結論を出していただ

きたいと思います。

その他、いかがですか。資料4については、望月委員が出席されたということで、何かお話はありますか。

それから、私はこれを見るときに三つの視点で見ました。特色性はどうか、互恵性はどうか、計画性はどうかという三つの視点でこの発表を見ました。特色性というのは、鶴巻の認定こども園と、小学校の特色がどういうふうに教育内容に反映されているか、位置づけられているかということ。

それから、このテーマにもありますように、そのときの発表にもよく出ていたのですが、相互に係わって良かった部分もある。これが一貫教育の部分で非常に大事なところですよ。お互いに一生懸命頑張っても、何か得るものがなかったというようなことがあると、これは継続しない訳ですけども、そのような発表の中にも常に互恵性という部分が出てきたということは、三者の連携による一貫を目指した教育の成果を、先生方も感じ取っているだろうと思います。

計画性というのは、幼小中・保育のそれぞれの発達段階に応じた教育内容が、どのように教育計画の中に位置づけられていて、そして、適切な方法で子どもの指導に当たられているかという視点で見ました。これは小林先生もおっしゃっていましたが、私も、計画性というものが十分反映されていて、子どもの動きを見ても違和感がないというような印象を持ちました。ですから、秦野が本格的に平成23年から目指している幼小中の一貫教育の一つの礎として、指針を与える大きな研究だったかなというふうに思います。

それから、一つ質問ですが、渋沢でもやり、ここでもやってきたものを一つまとめて、秦野市としてはこれからどういう基本的な方針で行くのか、一貫教育の目指すものはどういうスタイルで行くのか。その他いろいろあると思います。内容はどうか、将来的にはどうかというものを、一つここで整理しておく。できたら、新年度の校長会とか、その他のいろいろな研修会の資料として、あるいは学校本部の資料として先生方に話をする。制度の改革よりも、現場の先生方の意識の改革をどう図っていくかということが大きな課題でありますので、いろいろな機会ですら資料などを提供しながら、教育委員会で考えていることについての周知に努めて、意識の改革と同時に、平成23年度からは、制度の改革をする部分があれば、そういうものに手をつけていくというステップがいいのではないかと考えています。

そのように今までやったことを整理しながら、これからどうい

教育指導課長

う方針で行くのがよいか、来年度の予定はどうだ、その他もろもろのことについて、何か予定があるかどうかをお聞きしたいのですが。

来年度は、今、教育課程研究という形で委託研究している部分を、全幼稚園・小学校・中学校をまず幼小中一貫教育の視点で教育課程を研究していただきたいという研究に変えます。

なお、その中で、これは全地区ごとに、今お話があった少なくとも幼保小、そういう組み合わせ。鶴巻地区は来年度は、幼保小にさらに中も加えて、幼保小中の研究に取り組みたいという話を伺っております。あるいは、幼小、小中、幼小中というようないくつかのスタイルがあります。そのスタイルを紹介する中で、いくつかの研究グループ指定を行う予算は教育研究所の中で組んでおり、通ることを期待しているところです。

ただし、今回の鶴巻地区が非常に恵まれているのは、敷地が隣接しており、つるまきだい幼稚園と鶴巻小学校という1対1対応の研究が可能である。これが小中になりますと、小学校が3校で中学校1校という組み合わせの場所もあれば、渋沢小中が研究をしていただいています、1対1対応のところもある訳です。そうしますと、その研究のやり方も、カリキュラム研究が中心になるのか、交流研究が中心になるのか、または施設活用研究が中心になるのか、いくつかのバリエーションができます。今ご指摘のように、その辺は整理した形で新年度に全学校に提起していきたいと思えます。

教育長

今、教育指導課長が話したように、組み合わせとしてはいろいろな組み合わせが考えられます。一つに統一することはなかなか難しいと思えます。それから、あまりそれを急ぐと、歪みが出てくることも考えられます。

ただ、私は皆さんにお話ししたかどうか、他でもやっていますように、物理的距離は離れていても、中学校を中心単位とした学園構想です。渋沢学園——渋沢地区西学園とか北学園。名前はそれではあまりにもつまらないので、何とか学園でもいいのですが、意識の上で学園。幼稚園から小学校、中学校までを一つの大きな単位として、みんなで子どもを育てていくんだと。距離が離れていても、隣にあらうがなかろうが、そういった学園意識を持つと、所属感とか何かも違ってくるでしょう。

学園というものの中に中等部、小等部、幼稚園と。それは決して公に規則上、認知されなくてもいいと思うのです。地域の人、そこにいる保護者、あるいは教職員がそういう意識を持つことで、それから何かいろいろなものが期待できそうな気がします。

委員長

少なくとも将来的には、同じ中学校ブロックにある幼小中の職員、保護者、PTAがみんな集まって、一つの何とか学園を作る形でまとめていく意識を持ってもらうことができれば、恐らく中身もいろいろとついてくるのではないかという気はしています。

これは取り組みとしては良い取り組みだし、評価も高いようですから、ぜひ引き続き、十分に研究をお願いしたいと思います。

それ以外のところでどうでしょうか。

望月委員

南が丘小学校の外国語活動研究ですが、小泉先生が研究のスーパーバイザーになっていますが、これはどのような形でスーパーバイザーになっているのか。

それから、当日、私のほうは行けなかったのですが、授業をやる教材は、教育研究所で開発したものがありますね。それを使ったのか、あるいは、別の自作の教材を使ったのか。あるいは、小泉先生が書いている「コロンブス」のテキストを使っているのか。その辺はどうでしょうか。

教育指導課長

1点目の小泉先生につきましては、教育研究所・教育指導課の関係の講座にも招聘をし、研修会をやっていただいた経過もございます。また、非常に現場の授業を大切にしてくださる方ということと、秦野が考えている外国語活動、つまり、コミュニケーションを重視して、楽しくみながら英語を用いる授業ということと合致することからもお願いをし、都合がいいお時間に南が丘小学校に2回ほど来ていただいて、授業を見ていただいたり、アドバイスをいただいたという経過がございます。

2点目の、この日の授業につきましては、実は公開授業は一つでございました。もともと南が丘小学校は大きな研究の発表会ではなくて、1年間を一つの5年生のクラスに収束して、こういう形でやってきたという報告会を簡単に提案したいという話でございました。この授業では、この学校の5年生が開発した、図書館にあった素材をもとにして自分たちで教材を作っております。

なお、その理念といたしましては、野菜の横断した写真とか、実物であるとか、その実であるとか、そういうものをつないで英語で親しむ。雑駁に言いますとそうですけれども、小泉先生が常日ごろご指導している理念に則した作り方だなと、私は、アバウトですけれども、感じた次第です。

望月委員

中学の英語科の先生は参加しましたか。

教育指導課長

南が丘中学校の英語の教員が参加し、また、協議の中でも意見を言っています。

望月委員

市内の先生は。

教育指導課長

市内は南が丘中のみでございます。

望月委員 今度、市内の英語科の先生方をこういう機会にぜひまた誘って
いただければと思います。

委員長 それでは、次に議案に入ります。
本定例会には、2件の議案が提出されておりますが、「議案第
3号 平成22年度秦野市一般会計（教育費）予算について」ご
説明をお願いします。

委員長 ー教育総務課長が議案第3号について説明ー
先ほど少しご説明をいただいたけれども、教育総務費の中の事
務局費、この減少が大きいですが、学校建設公社の事業費を少な
くするという説明でした。どういうことで、その結果どういう事
態が起こることが予測されるのですか。

教育総務課長 本年度、学校建設公社については、4億円ということで90
数%の執行率を目指しております。前年度については、3億50
0万という予算の中で執行率が70数%。この辺の部分を含体的
に見て、適正規模の事業費はいくらかというようなことを勘案し
まして、財政当局との話し合いの中で、3億5,000万で平成
22年度は学校の営繕、この辺に取り組んでいこうという話し合
いをさせていただいて、減にさせていただいたということになり
ます。
当然、予算が多ければ多いほど、学校の修繕に対して適正に対
処できるのですけれども、この中でもいろいろと、設計がどうの
こうのという話をさせていただいている部分もありますので、適
正な予算規模にしたいということで、この金額にさせていただきました。

委員長 図書館についてですが、工事費等が今年はなくなったというこ
とはあるけれども、図書館資料購入費というところも減らす予定
はあるのですか。

図書館長 図書館資料購入費は、200万程度減らすような形を考えてお
ります。ただ本を買う費用、資料購入費を減らすのではなくて、
例えば神奈川新聞のマイクロフィルムを買っていたのですが、そ
のようなことはやめてしまって、新聞もとっていますから、製本
で済ませようとか、複本といいまして、例えば「ハリー・ポッター」
のような本は人気がありますので、今までは10冊ぐらいを
組み合わせで買っていたのですが、そういう複本の購入も購入方
法を変えてみるとか、そのような細かい部分を考え直して、すべ
て改善して、そういう形で削減を考えております。

委員長 その他に、ご質問、ご意見は。
望月委員 教育総務部のいじめ・不登校の対策で、この中に「いじめ・不
登校対策検討委員会」という文言が入っていないのですけれど

教育指導課長

も、これは引き続き来年やるのか、あるいは、もう所期の目的を達成しているということで、来年度はそれについては委員会を設けないのかということです。

もう一つ、教育総務部で、坡州市の英語村ですけれども、今わかっている段階で、もう少し詳しいことがあれば教えていただきたいと思います。

それから生涯学習部のほうで、平成9年度に作成した生涯学習推進計画ですが、そのときに生涯学習推進計画策定委員会を設置する。それから、検討する内容や構成メンバーについて、今わかる範囲で教えていただければと思います。

最初の2点にお答えいたします。

いじめ・不登校検討委員会につきましては、平成19年度に組織化され、平成19年度末に答申を出していただいておりますが、平成20年～21年度については、特に検討委員会としては行われておりません。来年度も、今のところ、組織代えは考えておりませんが、このいじめ・不登校検討委員会の答申の中にありました「いじめを考える児童生徒委員会」、これにつきましては、3年目を迎える来年度も組織化し、また、それなりの活動、啓発行事を考えております。

二つ目の、坡州キャンプ・中学生派遣研修事業につきましては、日程は4月の25日から31日まで6泊7日。ただ、これは向こうの坡州市の中学生とキャンプで交流を考えておりますので、今、向こうの日程とすり合わせをしている最中でございます。まだ暫定的な6泊7日とお考えください。

対象人数としましては、前回もお話をしたことと変わりません。市内中学校・9中学校からそれぞれ2名ずつ18名。さらには、引率教職員または指導主事を2名という形の中で、今、企画をしているところです。

生涯学習課長

私からは、推進計画の関係につきましてお話しさせていただきます。市民会議の関係でございます。現在、その辺のところを検討しているところですが、現在の予定では、4月に第1回目の市民会議を開催したいという形で事務を進めています。

構成的には、社会教育委員、学識者、生涯学習関連の団体等の方々に入っただいて、10名程度で委員会を構成していきたいと考えております。

改定の内容については、現在、平成9年に策定しました推進計画をもとに、現代にそぐわない部分について改定しようということで、その洗い出しを行っているところです。何とかこれについても、平成22年度中に改定まで持っていきたいというふうに考

委員長

えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育研究所長

2ページの歳入確保への取組みの中の、「小学校理科支援員受託金」というのは何ですか。

これにつきましては県の事業の委託でございます。したがって、秦野市でとりあえずは予算立てをしておりますけれども、以後、県のほうで予算がおりればそれが秦野市におりてくるということで、歳入という形で打ち込んでもらえれば、実際には小学校の理科実験等の協力をお願いする先生ということで、小学校に派遣ということになります。

委員長

この先生はどこから来るのですか。

教育研究所長

これは、県と秦野市のほうで事前調整をしまして、最終的には決定していくという形をとります。

委員長

他にご質問・ご意見等ございますか。

—特になし—

委員長

それでは、「議案第3号 平成22年度秦野市一般会計（教育費）予算について」原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第4号 平成21年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について」ご説明をお願いいたします。

—生涯学習課長より説明—

委員長

ご質問・ご意見等ございますか。

—特になし—

委員長

それでは、「議案第4号 平成21年度秦野市一般会計（教育費）予算の補正について」原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入ります。まず、「幼小一貫教育を推進するための取組みについて」ご説明をお願いいたします。

—教育総務課長が「幼小一貫教育を推進するための取組みについて」説明—

教育長

今回の協議は小学校長が幼稚園長を併任するという話ですが、幼稚園から小学校に上がる時の段差、環境の違いで小1プロブレムが生じるということが全国的な課題になっているのは皆さんもご存じだと思います。もう一つは、小学校から中学校に行くところに段差あるいは環境の変化があつて、中1ギャップ、それで不登校だとか環境適応がうまくいかないケースで、それも課題になっている。今回は、小1プロブレムという課題を1つ解消す

るためのワンステップだと考えております。

実は、従前は小学校畑をずっと来た教員は、基本的には、小学校の教頭、その次に校長になるときは小学校の校長であるとされていた訳でして、また中学校もしかりです。しかし、ここ最近、私自身の経験からしても、どうも、小学校畑の人がずっと小学校の管理職になっていることによって、メリットもあるのですが、中学校と小学校のかかわりがどうも必ずしも密接ではない。そういうこともありまして、小中の管理職については、特に教頭レベルからは意図的に、自分は小学校の専門だとか中学校の専門だということは、言葉をきつく言えば言わせない、両方知って義務教育だということで、意図的にそういった交流をして人事異動もしてまいりました。

それから、幼稚園の教諭、これは市職ですが、県教委に話しまして、小学校の教員として任用したいというようなことを言ったところ、いわゆる採用試験、ペーパー試験なしで、事務所長の面接程度でいいでしょうということで、2年間ぐらいのスパンでまた戻すという前提で県費負担教職員の小学校教諭になることができました。また、小学校の県費負担教職員の中で幼稚園教諭の免許を持っている者を市職の幼稚園教諭として任用する、これもやってまいりました。

すぐに結果が出ている訳ではないですが、少なくとも意識の中で、そういう教員や校長、管理職がいることによって、小学校と中学校、あるいは幼稚園と小学校の壁が制度的な面でかなり下がってきたし、知らない世界を知らないままでいいということはなくなりましたので、それぞれの幼・小・中の中に新しい風が吹きつつあるということは私も実感として持っております。

そういう中で、今回、小学校長が幼稚園長を兼務するということによって、幼稚園と小学校のいわゆる壁や段差は、管理職の視点からカリキュラムをぐっと変えることも可能です。小学校と幼稚園は行事や何かでの交流はありますが、まだまだ教職員の中に自分のテリトリーが中心でしか考えられない向きもありますので、管理職が意識的に小学校の教諭と幼稚園の教諭を交流させる、あるいは連動させるということがこれによってより強力に進められるだろうということが一つ大きなメリットとして考えていることです。

とは言いましても、小学校長が自分の小学校の管理運営に専念するという部分がこれによって妨げられて、本体の小学校の運営に支障を来すようなことがあってはいけません。また、中途半端に幼稚園の園長を兼務することによって幼稚園の運営がさまざま

なところで歪みを生じることがあってもならないというようなことで、小学校長に幼稚園と小学校の全権を委任すると同時に、幼稚園の教頭、今も教頭はいますけれども、これは名前は教頭ですけれども、小中学校の教頭とは違いまして管理職ではないんですね。一般教諭で事務的な仕事を付加されているということですので、決裁権限がない訳です。そこで、園長と同じような決裁権を持たせるにはどうしたらいいかということで、副園長という職を設置して、いわゆる管理職としての位置づけを持たせることで、小学校長が所用で園を離れている場合でも、副園長がいわゆる園長の代わりで十分に対応できるようなシステムを制度的に保障して、リスクあるいは不安材料はここで解消するような制度にしていくとことが期待できるということです。

先ほど私が学園構想と言いましたけれども、本来で言うと、幼小中の全体を統括する学園長、理事長でもいいですから、その思いをしっかりと持った人材が全体を仕切ることがまず一番いいだろうと。その中で幼小中それぞれに責任者を置く。極端に言えば、学園長1人の中で、幼稚園の副園長、小学校の副校長、中学校の副校長がいまして、その全体を束ねてリーダーシップを発揮するのが学園長であるということがイメージとしては理想かもしれませんが、現在、小中学校についてはそれぞれの校長が任命されていますし、県費負担の任命権者である県がまだそこまでは十分熟していないということがありますので、まず手始めに幼小の管理職を一元化する、ここから始めたらいかがかということでございます。

それから、小学校長が幼稚園長を兼務する、また幼稚園には副園長がいるという中で、小学校の人材を有効活用することが今以上にできる。今、幼稚園の園児が、具合が悪くなったときは、教頭または園長が様子を見て保護者に連絡をして、保護者が迎えに来るという体制を取っているようです。もちろん小中学校でもあまりにもぐあいの悪い場合はそれをやるのですが、しかし、養護教諭が近くにいるということで、養護教諭がまず様子を見たり、あるいは小学校の保健室に幼児をとりあえず連れてきて、今の幼稚園の中のベッドは余り環境的には十分とも言えませんが、そういうところで養護教諭がそばにいて見守る、そして保護者の迎えを待つ、必要に応じては校医、園医と連絡をとるという可能性もある。

それから、小学校では給食を実施しておりますが、小学校長の兼務化によって、栄養教育の視点から、栄養教諭と協力して、今まで以上に幼稚園児の給食の回数をふやすことも可能だろうし、

あるいは、PTAの保護者、幼稚園の保護者に対して栄養教諭が家庭での栄養教育、食育についてのアドバイスをするような機会も十分に期待できるだろうとか、そういったプラスのメリット、あるいは今後の方向性としてはかなり期待できる制度ではないかと思っております。

ただ、そうは言いましても、これは実際にうまく機能すればの話ですが、反面、こういう話だけの場合に、例えば起こり得る不安材料としては、いわゆる副園長はいるけれども専任の園長がないことによる保護者の不安感とか、あるいは幼稚園の教諭にも不安感があるかどうか、小学校長と兼務した園長だということに対しての違和感みたいなものは当座は生じるかもしれないということは懸念材料になるかなという気はしないでもありません。

過去に、秦野の幼稚園では小学校長が当座園長を兼務した時代が長く続いておりました。そのとき幼稚園には園長職務代理という制度がありまして、それでやってきたことがあるのですが、その流れの中で、幼稚園長の専任化という動き、あるいはそういった方向が確認される中で、幼稚園長が専任化されてきた経過があります。そうしますと、表面的に見ると、昔へ逆行するというか、退行現象のような印象を与える可能性もなきにしもあらず。ですから、単に昔に戻すのではないというようなことを十分理解をしていただく、あるいは説明をする必要があるだろうということが当然あります。

それから、幼稚園の職員の中で園長ポストが減ってしまうということで、園長になれる可能性が若干なりとも減るということで、果たしてそれがマイナスに働くのかどうか、これについては、やはり若干の心配がない訳ではない。

逆にもう一つメリットになるかどうか、これは私の感想なのか、違ったらまたご指摘いただかなければいけないことなのですが、幼稚園長会という会合がございます。私も平成2年に指導主事になって以来、その園長会あるいは園長さんたちの集まりとのかかわりは持ってまいりました。もちろん強いリーダーシップを持った園長さんもいる訳ですが、園長同士が牽制し合うような雰囲気がかくなくなかった訳ではないことによって、本来の園長会が目指すべき方向とは違った部分でのエネルギーが非常に多く感じられることありまして、ここは園長会をもう少し活性化していく必要があるだろうということです。

それには、新しい息吹を吹き込むことによって、お互いに切磋琢磨する雰囲気や、これからの秦野の幼児教育の目指す公教育、公立幼稚園教育の目指す方向について、新しい流れ、新しい風が

吹くことを大いに期待をしたいと思っています。

それと同時に、幼保一体化のこども園が現在四つありまして、こども園の園長もこの幼稚園長会に参加している訳です。これは、園長の責任というよりも、そういった制度改革によって、保育園の従前園長であった方がこども園の園長として幼稚園の園長でもあるという形で園長会に入ってきておりましたが、こども園の中で幼稚園と保育園の融和が、制度面でも、それから意識面、精神面でも必ずしも十分ではない部分があります。このこども園の園長さんたちと今まで幼稚園畑で育った園長さんたちとの間の、「確執」とは言いませんけれども、本当の意味で同じ方向を目指す形が必ずしもまだまだ十分ではないという認識を私自身持っております。お互いに努力をしているのは十分わかるのですが、肌合いの違いとか経験知の違いがまだまだ随所に感じられない訳ではない。これはやはり制度改革をして、福祉とこども健康部と教育委員会との壁みたいなものが取っ払われる、あるいは文科省と厚労省の壁が取っ払われない限り、なかなか解決できない部分もあるのですが、そういった意味で、そこに義務教育のいわゆる小学校長が入っていくことによって、対立ではなくて一致していくような方向が力強く進むことを期待もしている訳です。

以上、先ほどの総務課長からの話を若干補足、あるいは少し別な言い方をさせてもらったのですが、あくまでも、幼・保、小、中一貫教育、秦野らしい教育システムを確立していくためには、意識だけ、かけ声だけではなくて、具体的にこういったこともやっていく必要があるのではないかとということでの提案といえますか、考え方です。

ですから、今私はプラスの面も言いましたけど、懸念材料についても十分理解を得ないと、何でもやればよいというものでもないとは思いますが、また、兼務する小学校長が幼児教育にしっかりと理解のある人間でなければいけないし、幼稚園教諭あるいは幼稚園の保護者の方の信頼を勝ち得るような努力と人物、資質を持たなければ、これは絵にかいた餅になるかなという気もしているところなんです。

委員長

組織からこういう形を作っていくことは必要なことだろうと思います。

高橋委員

幼稚園と保育園は、お互いの職員の交流はあるのでしょうか。

教育総務課長

今採用している職員については保育士の免許と幼稚園教諭の免許の両方を持っていないと採用できない。ですから、幼稚園も保育園もなく、それぞれのところに職員を配置しています。

最近では、少数ですけども、幼稚園から保育園に、保育園か

教育長

ら幼稚園にというようなことで異動をさせている経過もあります。

これは最終的に制度で判断されるか人で判断されるかという部分もあると思いますが、例えば、私が聞いている範囲で、男女の性差別をするつもりは全くないのですが、女性だけの職場で女性だけが集まる会合だと、やはり独特の雰囲気があると聞いたこともあります。そういう中で、園長の中には、園長会に男性の園長なりに入ってもらうことによって、もう少しいい方向に行くのではないかと期待をしている声もない訳ではありません。しかし、現実、幼稚園長に男性の誰かをといっても、今そのようなスタンバイができていませんから、現実的ではないということもあります。

委員長
教育長
委員長

幼稚園には男性教諭を採用しないのですか。

非常に少ないです。

一貫教育をやるとなれば、理念だけ言っていたって仕方がないので、組織、体制をそれに対応できるように整えることは大事なことだと思います。その中でも、人にかかわることは大事なことです。校長なり園長なり、一人の人ということは行き着くところだろうと思います。

教育長

大きな小学校と大きな幼稚園を両方見るということはなかなか大変かなという気はします。ですから、皆さんで方向性がもし確認されればですが、ある一定の校長の守備範囲ができる環境でないとなかなか無理だと思います。

幸いなことに、秦野の場合ほとんどの小学校と幼稚園は同一敷地内にありまして、距離が離れているところもあるのですが、それ以外ですと、朝、学校長が服務についたその後、ぐるりと回れば幼稚園にも行ける。幼稚園も同じ敷地内にある施設の一つだと考えれば行き来はできると思います。小学校の教頭と幼稚園の副園長との連絡を密にとるという形をとれば、物理的にも時間的にも精神的にも、あとは能力が関係するのですが、守備範囲としては両方が常に自分の手の中にある状態は期待できると思います。

高橋委員

幼小一貫を考えていくなれば、本当に良い取り組みだと思います。今、少子化ということがありますし、だんだん子どもが少なくなっているということを考えて、小学校の校長先生なりが園長を兼任するというのも、制度だけ見ると昔に戻ったみたいなのですが、やはりそれも考えてみる必要性はあると思います。決して後退ではなくて、現実合った方策だと思います。私も幼稚園のときは南小学校の校長先生が園長先生で、高学年になったとき

には幼稚園のお教室の掃除も5年生か6年生かでやったような記憶があります。ですから、もっと自由に行き来をしても良いのではないかと思います。

教育長

今、幼稚園の園舎の掃除は誰がやるのですか。

教育総務課長

職員と業務員の方がいますから、その両方でやっています。

教育長

例えば今の話、小学校の5年生、6年生が同じ管理下にある幼稚園の部屋の掃除分担をすることは可能な訳ですか。

教育総務課長

今、高橋委員からありましたように、私は東小学校なのですが、実は、東小学校の敷地の中に幼稚園がありまして、やはり児童が掃除に行きました。ですから、その当ても指定されてはいないので、このような状態になった場合には、校長の運営方針の中で可能ではないかと考えています。

教育長

今、何でそれがなくなってしまったのですか。

教育総務課長

昭和48年以降、専任園長ができて、幼稚園と小学校それぞれトップが1人ずつになったという部分で、連携が非常に少なくなったというような話は聞いています。

ですから、幼稚園長が幼稚園の園舎全部の維持管理については規則の中で決めていますから、そこで交流がなくなっていったと思います。

委員長

このようなことをするためには何を変えるのですか。

教育総務課長

まず併任をすることについては、県費負担教職員に対して併任辞令を市の教育委員会を出す、これがまず1点目です。それから、そのために副園長を置くということですから、副園長という職の設定、それからその管理運営の範囲、このようなものを決めた市の規則というものがあります。これが4本ぐらい係わりますので、その4本を変えていくこととなります。

加藤委員

あえての意見なのですが、校長、園長併任をして、幼稚園のほうには副園長を置くということで、この副園長は、今までだったら園長になるような人材の方がほぼ園長に準ずるような仕事をしていられるのかなと思います。

副園長を置くということは、校長と併任している園長は普段園にいないということが前提になると思います。それによるデメリット、先ほど教育長からお話がありました、園長不在という事実に対する保護者の不安、また園長のポスト減少ということもある。そういうことがあるのであれば、下に「事業の効果」というメリットが書かれていると思うのですが、これらを実現するために必ずしも校長、園長の併任をしなければならないとは思えなくて、企業で言えば、しっかりと業務提携のようなものを図っていけば、今までのようなポストのあり方でも可能なのではないかと

教育総務課長

思います。なので、園長、校長併任以外にこれらのメリットを実現できるような方策の選択肢はなかったのかという質問が1点。

要は、幼・保、小、中一貫教育を秦野市として推進していくために、細かい障害はあるにせよ、そういう方向性を秦野市教育委員会として保護者なり教職員なりにアピールをしていくための第一歩なんだということであれば納得できるので、そのような性質のものが大きいのかどうかということをお願いします。

1点目の部分ですが、現状として、専任の園長と小学校長ということで、それぞれ独立した中で昭和48年以降ずっとやってきている訳です。そのような中で、幼・保、小、中一貫教育を新たに教育委員会の目標として掲げて、それを推進するという中において、体制自身、管理運営と申しますか、組織全体の体制を変えていく部分にメリットがあり、アピール度があるということで提案をさせていただいています。

それ以外の方法は、先ほど教育指導課長のほうで、学校ごとにそれぞれ連携してやっていく、こちらも徐々にやっていますけれども、もう一歩進んだ教育委員会としてのアピールとしてこの部分を提案したいということです。

教育長

先ほど言ったように、小学校と中学校の教員の人事異動は、本人の希望優先もありますが、免許さえあれば、県費負担教職員は、事務局で言うと熊澤参事がいるポストで、校長のヒアリングを通して、〇〇小学校から〇〇中学校へとか、〇〇中学から〇〇小学校へ、これができる状態にあります。

それから管理職に関しては、本人の意思以上にこちらのある程度の思いで動かすことが可能だし、また、動くことによって本人の勉強する機会が増えるということでは、小中はフレキシブルにできる環境にあります。

ところが、幼稚園は市の職員でして、幼稚園長を小学校の校長にできるかとなると、やればできなくはないでしょうが、これは制度的にもまず至難の業。しかし、小学校の校長を幼稚園の園長にすることは、能力と人望その他、総合的に判断して、誰もがやれる訳ではないですが、ここで方針が決定されれば可能です。

そのようなことがあるので、幼小の交流は職員も何人かやっているのですが、思い切ってもう一歩踏み込むには管理職の交流をやりたい。ところが、幼稚園の園長を小学校の校長に持つていくのは難しいというか、なかなか経験的なもので無理もあるだろう。だから、今は片方だけですが、小学校の校長が幼稚園長を、専門でもいいのですが、兼務でというようなことならば可能性があるのだろうと思います。

まさに加藤委員が一つ大事なことを言われているのは、それではこれをいくつの学校でやるかという話もありますが、そうではない、専任園長がいて、専任の校長がいる幼小中のところは一貫教育ができるのかということになりますよね。そこがそんなに良いならば、他も皆そうするのかという話にもなりかねない訳ですが、これは規模の問題がまず一つあり、あまり大きいところでは難しいでしょう。

それからもう一つ、公立幼稚園の園児数が減少していて、大きな器の中で使っている教室が二つぐらい、あとは全部空いてしまっている。そうするとどういうことが起こるかという、保育園にしようとか放課後の何とか教室にしようとか、結構みんなねらわれている訳です。ですから、幼稚園が幼稚園としての体裁ではなくなりつつある。これは分かりませんが、小学校のほうも児童数が減ってきて教室が空いてくる。そうすると、小学校の中に幼稚園を取り込んでしまうということも将来的にはあり得ると思います。

先ほど言った公共施設の再配置などの計画もあるし、建て替えにも非常に財源が必要になる。そうすると、持続可能な幼稚園教育、持続可能な公共事業ということを考えていくと、やはり将来的にはそういうこともあり得るということで、私は、統廃合をする前にいろいろな可能性を模索すべきだろうと思っていますから、近い将来、統廃合問題が出てきたときに、公立幼稚園と公立小学校がある中で、一体化することによってこんなに良い教育が保障できるのだったらというものを、実は一歩先んじた形で今やろうとしています。

ただ、一般的には、新しいことをやろうとか今までと制度を変えようとする、抵抗勢力がいて、変化を好まないというやつですね。だから、そのような意味では、決して何でもかんでもすぐにいくとは思いますが、ただ、反対が起きそうだからやめておこうと言っていたら何も変わっていかないという現実がありますね。

それから、本当にこれでいけそうかどうかということもありますから、ここで決めたら未来永劫にこれでいくという訳ではなくて、試行として2年間これでやらせてもらいたい。その間の検証をして、まずい点があつてやめたほうが良いということになればまた元に戻すこともやむを得ないと思うし、可能であれば試行期間を経て本格実施ということもあるのではないかなという気がします。

いつから行うのですか。

委員長

教育長

できれば平成22年度から行いたいですが、ただ、平成22年度からできるかということもあるし、まだ議会の皆さんにも正式には話をしていないですから、いろいろな方のご意見を伺って、致命的なだめだというものが出るなら、また考えなければいけないですから。

委員長

先ほど加藤委員がおっしゃられた、園長をわざわざ外して副園長にしなかつたって、校長も園長もいたって、一貫教育をやろうと思ったらできるじゃないかということですよ。そういうことはあると私も思いますけれども、それは、先ほど申し上げたように、規定とかカリキュラムでそのようなものが縛れるならいいけれど、教育長がおっしゃるような、学校や行政だって、このようなことをやろうと言っても変わらないですよ。形を変えないと意識など変わりません。今、教育長がおっしゃったように、先生なんてみんな変えたくないのです。これはどこの先生もみんな同じです。だから、形を変えてやらないとそういう動きにならないということはあるように思います。

教育長

もちろん、先ほども言ったように、教職員からも信頼され、また保護者からも信頼されるトップがいて、その思いを意気を感じたスタッフが教員としている幼小でありたい訳です。今、公立離れが幼稚園で起きていますよね。これは、秦野の公立幼稚園がだめだからという人も中にはいるのでしょうかけれども、それよりも、利便性とか、宅急便のように戸口から戸口まで子どもを運んでくれるほうが保護者は楽だということもあると思うんですね。別に私立にお子さんを入れている保護者を責めるつもりも全くないのですが、公立幼稚園に入れるとこんないいことがある、期待したいと思えるような何かを、公立幼稚園はもっと付加価値を持たせないと、便利な方や楽な方へみんな流れていくような気がします。だから、小学校の校長が幼稚園の園長も兼ねているから、小学校に上がったときには同じ先生が校長先生ですから同じポリシーが期待できるというものにすれば、いわゆる公立離れにはいろいろなほかの要素もあるのですが、逆に公立へ引っ張り込む吸引力になったらいいなと。

よく言うのですが、〇〇小学校附属幼稚園というようなところまで持っていければ、保護者の期待も市民の税金を使っている意味もあるかなと思うので。このまま先細りになっていくと、人口減少、少子化というだけではなくて、少子化の中で私立と公立との園児の引っ張り合いみたいな形になると、果たしてこれでいいのかなという気もありますから。

望月委員

幼稚園と小学校の兼務は認定こども園のほうは除外して考え

教育総務課長

るのですか。それとも、制度的に認定こども園の中でも小学校の校長は兼務できるのですか。

基本的に、制度的には運用できますけれども、こども園については、今、カリキュラムの統一ですとか、4歳、5歳の教育の統合ですとか、そういうような保育園と幼稚園の融合の部分で進めています。まだ確固たるものになっていない部分がありますので、これを進めるに当たってはこども園4園については外していきたいと思っています。

教育長

ただ、先ほどから何度も言っているように、制度的にできるから誰でもやればできるというものではなくて、やはり、信頼関係とか、やる側だって、経験知あるいは過去に幼児教育に何らかの形でかかわったとか、あるいは勉強していただかないと、保護者が不安になってしまうと思います。

昔、小学校長が幼稚園長をやるのは当たり前というようなときは、多分、任命された段階でそれが一つの使命というか当たり前だったのでしょうね。今回は新たにということですから、恐らく、これをやろうとした場合には、小学校長は幼稚園長を併任だと言われたときには、それなりの覚悟もしていただかなければいけないし、それから勉強もしていただかなければならないとは思いますがね。

望月委員

私は基本的には賛成です。特に、金子教育長が秦野の教育委員会の教育長になってから、いわゆる今までできていない小中の人事交流を、当初は一般教諭で行い、それから管理職も行ってきた訳ですね。学習指導の面も生徒指導の面も、主観的なものですが、それなりの成果が上がったのではないかと捉えています。ですから、これから本市が目指している幼小中の一貫ということから考えても、これは非常に意義のあるものではないかと思えます。今お聞きすると、試行期間が2年くらいで、いろいろ検証して、その結果、改善するところは改善しながら本格実施というようなプロセスをとれば、さらにこれは良いと思います。

それから、小学校の校長は非常に大変になると思います。負担的にも、それから教育そのものも、幼児教育も勉強しなければいけないし、小学校の義務教育も勉強しなければいけない。しかし、大変だろうけれども、そのことをやることによって、校長先生自身の教育に対する考え方も広まるだろうし、それがまた市全体にも良い意味で影響が出てくるのではないかと思います。

金子教育長は新しい風ということをおっしゃっていたのですが、私は、それにプラス良い風が吹くのではないかという期待をしたいと思います。ですから、ぜひこれは、試行をするというよ

加藤委員

うな条件を踏まえながら、積極的に進めていくことではないかと思います。

教育総務課長

今後これは議案になって議会にかけられていくものなのですか。

先ほど教育長からありましたように、この協議で出していただいて、できれば皆様の協議が整ってこの方向で進みますということであれば、ぜひ今年度の4月1日からの研究指定ということで市内2校程度を指定して、2年間の試行をしてみたいというようなことで、それをまず議案として出す。あわせて規則改正の議案も当然ここに入りますので、そのような計画の議案と人事の議案、それから規則改正の議案を3月に出していただくようになります。

委員長

3月の教育委員会で審議して間に合うのですか。

教育総務課長

教育委員会会議でこの協議の方向性を出していただきましたので、これからは、学校、幼稚園、それから地域、PTA、地域の人、この人たちの理解を得るためのアプローチをしていく。それで、最終的には3月の教育委員会会議の中に提案をさせていただくという格好となります。

教育長

前に公共施設の白書をご紹介したと思います。ご覧になってお分かりかもしれませんが、例えば、上幼稚園の園児は一人通園してくると1日八千円の税金がかかっているのです。ところが、他の幼稚園は二千元から三千元と全然違います。そのように、同じ公立幼稚園の園児でも税金の投入額がこんなに違う訳です。教育的なことは全く無視してお金だけ計算するとそのようなことになる。

我々は教育をやっていますから教育的な視点から物を見るのですが、経済的な視点というか、数字で見ると人からは「こんな費用対効果はひどい、だからやめてしまえ」というようなことが出てもおかしくない論議なのです。いずれそのようなことが出てくると思います。そのような議論になったときに私たちが「お金の問題はそうかもしれないけど、幼児教育はこういう大事なものがあるのです。これを何とか小学校につなげていくための方策を講じなければいけない。だからそこはご理解ください」と言うときに、八千円と二千元を比べて、それをただ理解してくれ、理解してくれでは説得力がないと思うのです。

ですから、そのような意味で、幼小の一貫教育をやる。管理職を併任することによって多少なりともそういう批判を軽減できる。それもあるのです。もちろんそれが第一義的ではないのですが、これから財政が厳しい中で、先ほど言ったように公立幼稚園

を持続可能なものにするための苦労とか努力は、我々がしなければ、結局、理想的なことばかり言っている、おしりに火がついたときに誰が責任をとるんだということになりますので、これは市長とも話をしてきたところですし、また、そのようなことも我々は考えないと世間の批判に耐え切れないという気はしていますので、もちろん、教育の中身と同時にそういった公共施設の白書に書かれた現実も踏まえながら方針を出していく必要があるだろうということです。

委員長

それでは、ただいまの各委員の意見を尊重していただいて、今後の資料の整理、あるいは議案の出し方等をご検討いただきたい。

続いて、「教科用図書採択検討委員会のあり方について」ご説明をお願いいたします。

—教育指導課長が「教科用図書採択検討委員会のあり方について」説明—

委員長

教育指導課長

これは、ここで検討してどうするのですか。

公開、非公開につきましては、その会議のあり方でございますので、ある程度方向性を持って、そしてまた調整等がございましたら、特に新たに議会提出とか具体的に法の改正はございません。ただし、教科用図書採択検討委員として教育委員が例えば傍聴になるということになりますと、要綱の改正が必要ですので、それにつきましては3月の教育委員会会議での議事になるかと思われま。

委員長

まず最初の教育委員を採択検討委員会委員とすることについて、採択検討委員とした場合、検討委員となる教育委員の人数及びその立場についてということですが、まずそれから伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。

どこかを見ていたら、教育委員が全部入っているところもありましたよね。

教育長

平塚は全部ですね。中地区も、5人、5人、全部入っている。

つまり、採択検討委員会というのは、決めるのではなくて、たしか、たくさんある中で絞り込んでいくような作業を行っていると思うのですが。

教育指導課長

基本的には、平成16、17年度は、例えば5社提出された資料の中から2、3社に絞る、あるいは評価が高かったものを教育委員会に報告するという形で来ましたが、ここ2年間、ここでも何回かお話しさせていただいたように、特別な教科書採択でございましたので、従来使っていた教科書が妥当であるか否かという観点で行いましたが、本来は絞り込むと考えております。

教育長

例えば、三つに絞り込まれたとします。他にまだ五つあるとしますね。それが三つに絞りこまれてきたとしても、教育委員会会議では、「我々は、この三つよりも、こっちに残った五つの中のこれとこれがいいと思う」ということも可能な訳です。そうすると、一体採択検討委員は何をやっているのだという話になる訳ですよ。

教育指導課長
教育長

ですから、最終権限は教育委員が負っていますので、ここでやる形になるのです。もちろん、採択検討委員会の意見具申ですか、それは尊重されるべきだとは思いますが。

報告書という意味です。

報告ですね。報告書は確かに尊重されるべきだろうし、十分参考にはするけれども、だからといって、その中からしか選べないということではないと思います。そのようなことになったときに、教育委員は中に入っていたほうがいいのか、いなくてもいいのかということになるのですが。

従前は現場の意見を尊重してというところが中心だったのですが、いわゆる歴史教科書問題が浮上してきてから、これについてはいろいろな視点で考えざるを得なくなっているのも確かなのです。ですから、さまざまな声というのはどういう視点に立って要望を出されているか、そんなことも踏まえると、なかなか、これが一番いいとか、これじゃだめだとは言にくい。

もっと言うと、例えばAという教科書がいいと思っている人とAという教科書は悪いと思っている人がいますよね。双方の立場から、教育委員は入ったほうがいいのか悪いとか、あるいは公開したほうがいいのか悪いとかというのは、Aという教科書をどうしても採択したいと思うと採択されやすい環境を作ろうというような考え方になりますから、そのためには公開がいいのか非公開がいいのかとなって、そのような思いのために制度を変えたり、それに対応せざるを得ないから、教育委員は何人がいいのいないほうがいいのだの、公開するしないとなること自体、それでいいのかなど。

もっと純粹に、いろいろな考えの人がいてもいいけれども、そのような人たちの思惑とは関係ないところで純粹に教科書を採択するには、どのような方法が良いかという視点で考えないと本当はいけないのですが、どうもそこが混ざり込んでくると非常にややこしくなる。

委員長

最終的に教育委員が責任を持って教科書を決定しようというのであれば、それだけを考えてやるなら、検討委員会にかけなくても良いのですよね。なぜ検討委員会を入れるのかというと、や

教育長

はり教育委員も専門的な議論を聞いておいたほうがいいだろうと思います。その議論を教育委員会に多少反映させるというような意味合いがあった訳ですよ。私は、そういう意味合いであれば、今のやり方は良い方法だと思うのですが、曖昧さは残ります。一方では、検討委員会も公開をしろというようなことになって、公開するとなると、こういうところにあまりあいまいさみたいなものを残すのは良いことではなくなります。それでも検討委員会の情報を委員が共有するという意味で出たほうが良いということであれば、教育委員は傍聴という立場で会議に参加する、なんていうのが理屈には合っているような気がしますけれども。

私は、こういう会議は何でも公開してやれば良いとは思わないです。公開しないと疑われるなんていうことですから、どこかにそういうことが書いてあったような気がしますけれども、疑義が生じるとかどこかにありましたか。そういうことが起こるようなことがむしろおかしい。私は、ここでは公開する必要はないと思います。

望月委員もそうなのですが、中学校教育に係わったとしても、私は理科の教諭ですから、理科の教科書については、結構前の話ですけど、大日本だとかいろいろなものを見てきましたし、若干なりとも教科用図書についての経験値は持っています。

しかし、数学はどうだ、国語はどうだと言われたら、分かりませんよ。まして、中学校畑を来た人間にとってみると、小学校の算数や国語が1年生から6年生まで全部頭の中に入っているわけでもないし、比較検討した訳でもない。まして皆さんはそういう立場でレイマンコントロールとしている訳ですよ。その人たちが、責任があると言われても、出版された教科用図書を小学校1年生から中学3年生まで全教科、年度が別ですから、仮に小学校1年から6年までの全教科のすべての出版社のものを全部読み込んで、自分なりにこれがいい、これが悪いというジャッジをしなければ最終採択ができないとしたら、これは大変な作業になりますよね。

そうすると、ある程度専門家と言われる人、あるいはいろいろな立場の人の意見が集約された調査検討委員会の報告を踏まえながら、またそれを自分の目で見て確かめていくという作業、多分、この委員会がなければ、この5人で合宿して、1週間、10日間、人を呼んで片っ端からやらない限りは、全部は頭に入り切らない部分があるのではないかと思います。それでも採択しなければいけないのですから、そういう意味では、これはすごく重い話なのです。

前にも言いましたように、そんなに教科書の中身に極端な差がないとすると、大体現場の声を聞いて、あとは我々もそういう声なら良いでしょうと言っていたけど、価値観の違うような教科書が出てきたことによって、教育委員や検討委員会における採択の中身や方法が大きな議論を呼んでいるということは確かなんですね。

望月委員

ですから、極端に言うと、中学校の歴史教科書以外はそんなに変わっていないとなると、今までどおりの方針でも誰からも文句も出なければ特に異議もない、それぞれの良さがあるからあとは扱い方だということに済んだけど、歴史教科書だけはそうはいかなくなってきている。そのためにほかにも全部影響を受けてくるとなると、どうも大変なことになっているなというのは確かです。

教育指導課長

藤沢は傍聴という立場で会議に参加しているというふうにあるのですが、これは教育委員会の会議で決めるときには検討委員の報告者がちゃんと報告するということですか。

望月委員

確認はしておりませんが、恐らくそのような決まりがあるだろうと推測しています。

教育指導課長

私は、今のシステムでいいと思うのです。というのは、最終的に教育委員会で決めるのですが、委員として出ていて、そして現場の先生たちの意見をいろいろ聞いて、そしていわゆる検討委員会でいろいろ話し合われたことをさらに教育委員会のほうへ伝達し、そして最終的にこの会議で決めるということ、それには委員として出ていたほうが良いのではないかなと思うのです。小菅議員さんから来たのは、それがプレッシャーになるというようなことで、教育委員は入らないほうが良いという捉え方なのですか。

教育長

教育採択検討委員会のメンバーに入っていると、そこで出されたものについては、教育委員会の採択会議のときに違う立場で話すことができない恐れがあるというような観点でおっしゃっていました。

これについては、私は、今、何人とかどうするという結論を持っていません。持っていないというよりも、いろいろなやり方があってもいいのかなという部分があるのです。

委員長

ただ、採択検討委員会に委員としてこの5人から誰も出ていない、傍聴もしていない。そうすると、出てきた報告書を見て、そこから始まる訳ですね。ここでこうなっているこの意見はどういう意味なのですかと質問をされた場合でも、この教育委員内部では分からないから、誰か事務局が説明するしかないとは思いますが。

そういうことですよ。だから、教育委員が出ていれば、検討委

員会ではこれについてどんな議論がされたのですかという話を聞くことができる訳です。それは大変重要なことだと思います。先ほど教育長がおっしゃったように、本当に教育委員が責任を持って教育委員だけで決定しようと思ったら、それこそ1週間や2週間合宿して関係の人を次々に呼んでやらなければならないことにならざるを得ないと思うのですが、それほどのことができない現状から言えば、このような検討委員会で、先ほど申し上げたように、専門家やそれ以外の方が客観的な立場から言う人もいるだろうし、そのような人たちが集まって議論する、それを一つの参考にする。

ただ上がってきたものを見るだけではなかなか全体像をつかむことは難しいから、教育委員がそこに出ていくということは、こちらの理屈からいけば良いことですが、先ほどのように、出ている教育委員が検討委員会に圧力をかけるというような心配があるなんて言われたら、そんなことはありませんと言うしかないですよ。

教育長
教育指導課長
教育総務部長

他の地区では教育委員の数は問題になっていないですか。
問題になっていないそうです。

あのときに小菅議員が言われたのは、教育委員会が形骸化してしまうのではないかと、そのような言葉を使いましたね。あのフレーズはよく覚えています。

教育長
教育総務部長
教育長

要するに、採択検討委員会で方向性が出てしまっている、そのうち3人もがそれに同意していると、ここでまたもう一回やり直しの議論をやっているのが形だけになっているのではないかと。

そういう表現の仕方ですね。

教育委員会会議が形骸化するのではないかとというのは懸念だと思います。形骸化していると言われれば、それは、先ほどの話のように、「いや、形骸化していない」と言えばいい訳で、心配していただいている訳です。

委員長
教育指導課長

そこで決めてくる訳ではないですから。

これはそもそも議会での質問から始まったのですか。

そうです。議会の答弁としまして、教育委員会会議で協議を行うという回答をしております。それから、事務局としても、今のお話にありました2人、3人ということで、どちらかに有効性があるという意見は持っていないと思います。

委員長

3人でだめだということもないですよ。「うちはそれで引っ張られることなんかありませんから」と言えばいいです。どうしても3人出したい訳ではないですが、言われたからじゃあ2人にしますというのも、それでは今まで何かあったのかという話にな

教育長
教育指導課長
教育長

らざるを得ない。

3人というのは全体の中ではどのぐらいの比率ですか。
教員が6、教育委員が3、保護者代表が2というバランスです。

私は事務局サイドというか教員上がりだとなったときに、レイマンコントロールの本当の意味での教育委員が2、保護者が2、11分の4だ。しかし、専門性を要求されるから大変ですよ、どれがいいかといったときに。保護者の人も困ってしまうのではないですか、意見を求められても。

委員長

教科書の問題は、特に検討委員会は、かなり詳細な、しかも微妙な議論が行われる。そのためには傍聴に関する規程等を整備する必要があると思います。

教育指導課長

2回目のほうにつきましては、それらの整備の中である程度可能な部分があります。ただ、1回目の会議で、先ほど申しました、要するに、長い研究期間の間に調査員や採択検討委員会への影響があるのではないかという懸念は、ルールでは解決できないものだと思います。

委員長

公開にしても全然問題ないというのなら公開してもいいでしょうけれども。どうですか、採択検討委員をやって、あそこを公開しても何でもないですか。

加藤委員
教育長

私には分かりません。

教科書採択にあまり関心のない人にとっては、公開されようが非公開だろうが、どちらでも良いと思います。非常に関心のある方にとっては、公開されるかどうかということもあるけど、誰が何を言っているのかということに重きが行くと、氏名が明らかになり、所属が明らかになった後、その人に対して例えば手紙を送ったり電話したりということが全くなければ良いのですが、思いの強い人はそういうことで自分たちの思いを遂げようとする。あるいは、陳情だとか反対だとかがその個人のほうに行くことで迷惑が絶対ないという保証があれば良いのですが。これは期間が長いのでしょう、公開されてから。

教育指導課長
委員長
教育指導課長

はい。

これは、規程とか規則とかに係わる訳ですね。

特に規程には係わりませんが、先ほど言ったように、情報を3市2町で共有しておりますので、その辺が問題になります。

委員長

そうすると、1番のように4月に決定すればいいという話ではなくて、ここで決めたほうがいい。

教育指導課長
教育長

はい、お願いします。

3市2町で情報を共有していると、秦野だけが先んじて公開すると、他の2市2町が非公開にしても、結局非公開の意味が

教育指導課長	ないということになる。 1回目は要するに採択検討委員会のメンバーと調査員のメンバーが公情報になるということです、それは秦野だけの問題ですけれども、調査員名や調査資料を共有していますので、その辺が。
教育長 教育指導課長 教育長	さまざまな会議の開催時期がずれております。もし秦野が早いうちにやったら、その情報がすべてほかの地区で非公開にしている会議より先に入っていくという懸念がございます。 具体的にはどのような情報ですか。委員の名簿ですか。 委員の名簿、調査員の名簿です。 調査員というのは秦野の先生だけではないです。平塚の何々小学校の何々先生とか、そのような調査員の名前が全部出ている訳ですね。
教育指導課長 教育長 教育指導課長	はい。 教科書、算数は誰々って出ているんですか、調査員として。 平成16年、17年度のときは、その一覧表がございまして、その名簿が対象になりました。ただし、去年、一昨年は、特殊なせいもありましたので、去年の場合は秦野だけの名簿も作りました。本来は全員が載るような名簿が作られます。
教育長	それを秦野が公開すると、資料として提示されるから、傍聴の人が見ることができる訳ですよ。ところが、平塚や大磯や二宮や伊勢原は非公開にしている。向こうが非公開の情報を秦野が先に公開してしまうということになる訳です。 そうすると、採択検討委員ではなくて調査員の名前が全部、平塚の先生の名前とか、大磯、二宮、伊勢原の先生の名前が出てしまう訳です。その人たちは自分の名前が公開されることを望んでいないかもしれないです。そうすると、そのようなものを秦野が先んじて公開してしまうということになる訳ですよ。そこで足並みをそろえたほうが良いということですか。
教育指導課長	総合的に考えて、3市2町は情報に関しては同一步調で考えていきたいと思いますという形で来ております。
委員長	検討委員会ではいくつか絞ってくる訳です。その情報は早く外に出る訳ですね。
教育指導課長	採択検討委員会で審議された内容や報告書、あるいは今申し上げた名簿、あるいは調査員が作る資料は、ある程度採択手順が終わった8月下旬から9月上旬に3市2町で一斉に公開するということになっています。
委員長 教育長	正式な資料はそうだけれども、情報は出ますよね。 採択検討委員や今の調査員をお願いするときに、公開されます

教育指導課長
教育長

という前提でお願いするのか、公開されませんという前提でお願いするのかによっても違うのではないですか。

はい。

今まではどのようにお願いしているのですか。「公開されるなら私は嫌です」と言われたら、拒否できる訳でしょう。

教育指導課長
教育長

そうですね。今までは、非公開を前提にしてお話をしています。ですから、ここで我々が公開にしましょうと決めてしまって、それで秦野市として検討委員をお願いして、「全てあなたの発言は傍聴が聞くこととなりますけど、よろしいですか」と言って、「それでは嫌だ」と言われたらどうになってしまうかということです。

委員長

公開については予測される問題がまだたくさんある。ですから、ここではまだ公開には踏み切らないということで良いのではないですか。

教育長

委員さんたち、私も含めて、何がどうなるかが分からないで公開か非公開かでは、意見が言えないのではないかと思います。今のような具体的なものがもう少しないと議論にならない。公開でも委員は受けざるを得ないのかどうかとか、そういうこともあるのですが。

教育指導課長

要綱に規定してある以上、それでも受けてもらうことになるのかなと想定で考えられます。ただ、そこに出ての発言にかなり抑制がかかる可能性はあると考えます。

委員長

決めるのは教育委員会が決めて、それは公開をしている訳だから、その前の段階で絞ってきた情報がみんな公開されてしまうのは、良いことではないですか。

望月委員

どうしても知りたいなら教育委員会に出れば良い訳でしょう、教育委員会会議傍聴で。

委員長

そうです。

望月委員

ここであえて公開する必要はないのではないですか。

委員長

そう思いますけど。いかがですか。

高橋委員

今まで弊害が出ていないのであれば、別に何ら変える必要はないと。

委員長

それを求めている人たちにとっては弊害があるのでしょうかね。

教育長

弊害はないと思いますよ。3人出るとか、非公開がゆえに弊害だとは思っていない。

教育長

これは結論を出すのですか。

教育指導課長

協議ではありますけれども、先ほど、1番のほうはある程度方向性が出たと思います。2番も方向性は出していただきたい。要するに、是非は出していただきたいと思います。

教育長

合議制ですから、皆さんで意見を出し合って集約するしかないと思うのですが、加藤委員は公開したほうがいいと。

加藤委員

公開、非公開の問題に関しましても、大きな問題点が出ての協議になっている訳ではないということを勘案すると、先ほどの人数の件もそうですけれども、増やしても減らしてもベストな結果はなかなか出てこないと思うので、現状で問題が出ていないのであれば、これを動かすには何らかの意図が働いてしまうという印象を持たざるを得ませんので、私は現状維持で問題ないと思っています。

教育長
委員長

全体としては、そのような感じですね。

それでは、大体そういう方向だということによろしいですか。

—異議なし—

ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。
[午後5時15分]

—関係者以外退室—

[削 除]

望月委員長職務代理

以上で2月定例教育委員会会議を終了いたします。

[秘密会午後6時00分終了]